

第7 避難・損害賠償の状況について

1 避難状況について

東日本大震災及び原子力災害による県民の避難状況や県の主な取組状況等は以下のとおり。

(1) 避難者数

避難者数の状況（令和6年2月）

- 県内 5,993人（※1）
- 県外 20,279人（※2）
- 合計 26,277人

（避難先不明者5人含む）

【避難者の多い県等（県外）】

- ① 茨城県 2,322人 ② 東京都 2,250人
- ③ 埼玉県 2,225人 ④ 新潟県 1,822人
- ⑤ 千葉県 1,271人

*参考（ピーク時（平成24年5月））

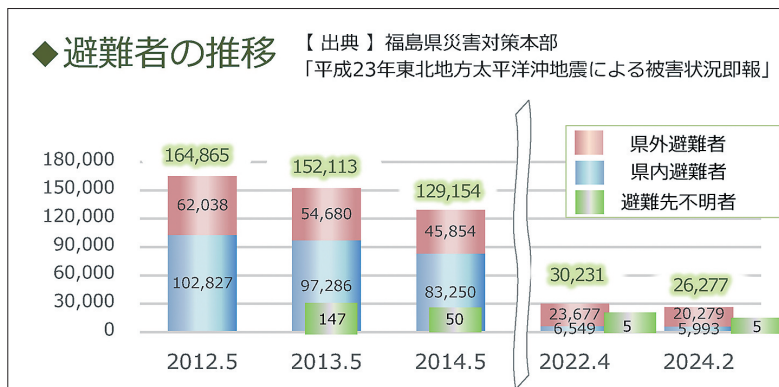
- 県内 102,827人
- 県外 62,038人
- 合計 164,865人

【避難者の多い県等（県外）】

- ① 山形県 12,607人
- ② 東京都 7,821人
- ③ 新潟県 6,521人
- ④ 埼玉県 4,289人
- ⑤ 茨城県 3,718人

（※1）福島県災害対策本部調べ（令和6年2月1日現在）

（※2）復興庁調べ（令和6年2月1日現在）



出典：ふくしま復興のあゆみ（第33版 令和6年3月25日）より抜粋

(2) 主な取組状況

ア 安定した住まいの提供

原子力災害により避難指示を受けている方等の居住の安定を確保するため、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や復興公営住宅の管理を行っている。大熊町、双葉町については、応急仮設住宅の供与期間を令和7年3月末まで延長している（令和6年3月現在）。なお、県外の応急仮設住宅についても同様の措置とするよう各都道府県に要請している。

イ 県外避難者担当職員の派遣

避難先の都道府県に職員を派遣し、避難者受入自治体等との連絡調整や避難者からの相談対応などを実施。

ウ 避難者への情報提供

避難者が、ふるさととのつながりを維持し、生活再建や帰還に結び付くような次のような情報提供を行っている。

- 県外の図書館等の公共施設や避難者が集う交流拠点に地元紙（福島民報、福島民友）を送付し、避難者等の閲覧の用に供する。また、県外避難者世帯向けに地元紙ダイジェスト版を制作し送付する。
- 原発特例法指定13市町村からの避難者及び避難指示区域以外からの県外避難者世帯に対し、県、市町村の広報誌やお知らせ等を戸別送付する。
- 福島の復興に向けた動きや避難者の生活再建や帰還の判断に繋がる情報等を盛り込んだ地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」を隔月発行し、県内外の避難者世帯に戸別送付する。

エ 交流・相談支援

避難者に対して、相談対応や戸別訪問、交流機会の提供などを通して、避難者の個別課題の把握と解決を図り、関係機関や民間団体等と連携しながら、避難者の生活再建や帰還に結び付けるため、次のような交流・相談支援を行っている。

- 生活再建支援拠点の設置
県外避難者が避難先で直接相談できる場の提供や相談会・交流会等の開催などを通して、今後の生活再建や帰還に向けて必要な支援を行う。
- 県外への復興支援員配置
戸別訪問等により避難者の個々の課題を把握し、専門機関等の具体的な支援につなげる。
- 民間団体等が行う支援事業への補助（県外）
県外避難者が避難先で安心して暮らし、生活再建や帰還の判断につながるよう、民間団体等が実施する県外避難者の実情に応じた支援事業に対して、経費を補助する。
- 民間団体等が行う支援事業への補助（県内）
避難・被災した県民が、人と人とのつながりや生きがいを持って、前向きに生活するための、民間団体等が実施する支援事業に対して、経費を補助する。

オ 健康管理や心のケア等に対する支援

- 県内での検査の他、県外に避難されている方を対象に、県外の大学や医療機関等と連携してホールボディカウンターによる内部被ばく検査等を実施している。
- 被災者のきめ細かな心のケアに取り組むため、県内4箇所に「ふくしま心のケアセンター」を設置するとともに、県外の民間団体等と連携し、県外避難者に対する相談支援にも取り組んでいる。
- 「ふくしま子どもの心のケアセンター」を設置し、医療・福祉・教育等の関係機関と緊密に連携しながら、医師や公認心理師などの専門職がアウトリーチ支援等を通し、子どもたちの心のケアに取り組んでいる。

(3) 今後の課題・取組

- 時間の経過とともに避難者の抱える課題は、生活、健康、福祉面など様々な点で個別化・複雑化しており、生活再建支援拠点や復興支援員などによる相談対応や戸別訪問などにより、生活再建や帰還に結び付くよう、関係機関と連携して適切な支援に取り組んでいく。
- 避難者への支援について、引き続き、国が前面に立ち、必要な事業の財源確保や支援措置などに最後まで責任を持って対応するよう求めている。

2 損害賠償の状況について

福島第一原発事故に伴う損害の賠償状況等については以下のとおり。

(1) 現 状

ア 原子力損害賠償制度の概要

(ア) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）

- A 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。（無過失責任、責任集中、無限責任）
- B 原子力事業者が原子力損害を賠償するための措置（保険への加入等）を義務付け。
- C 和解の仲介や原子力損害の範囲を判定する指針の策定を行う原子力損害賠償紛争審査会の設置について規定。

(イ) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号。損害賠償に関する部分のみ記載）

- A 大規模な原子力損害が発生した場合において、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等を行い、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施等を図ることを目的として支援機構を設置。
- B 機構の主な業務
 - (a) 負担金の収納業務
機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行う。
 - (b) 資金援助業務
原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助（資金の交付、株式の引受け、融資、社債の購入等）を行う。
 - (c) 情報提供業務
損害賠償の円滑な実施を支援するため、電話相談窓口及び弁護士等の専門家チームによる巡回相談などにより、被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う。

イ 原子力損害賠償紛争審査会について

(ア) 指針の策定

原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）は、令和6年2月5日まで66回開催。

- A 第13回（平成23年8月5日）において、農林漁業、商工業等の各分野の専門委員調査結果を踏まえ、現時点での原子力損害の全体像として「中間指針」を策定し、避難費用、営業損害、風評被害、間接被害などの損害を類型化。
 - B 第18回（平成23年12月6日）において、自主的避難者及び滞在者の精神的損害を賠償対象とする「中間指針第一次追補」を策定。
 - C 第26回（平成24年3月16日）において、避難区域の見直し等に係る損害について、「中間指針第二次追補」を策定。
 - D 第30回（平成25年1月30日）において、農林漁業・食品産業の風評被害に係る「中間指針第三次追補」を策定。
 - E 第39回審査会（平成25年12月26日）において、避難指示の長期化等に伴う損害に係る「中間指針第四次追補」を策定。
 - F 第63回審査会（令和4年12月20日）において、集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しに係る「中間指針第五次追補」を策定。
- (イ) 原子力損害賠償紛争解決センター
- A 被害者からの損害賠償請求について、弁護士である仲介委員が和解の仲介手続を行う機関として設置
 - (a) 平成23年8月29日 東京事務所開所
 - (b) 平成23年9月13日 福島事務所開所（郡山市）
 - (c) 平成24年7月2日 福島事務所支所開所
（福島市、南相馬市、いわき市、会津若松市）
 - B 総括基準の策定（平成24年2月14日～）
センターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する項目について総括基準が策定された。
 - C 和解実例の公表（平成24年4月27日～）
和解仲介実例は平成24年4月から令和6年3月まで計1,987例が公表されている。

ウ 賠償項目

- (ア) 避難等指示区域内の個人
精神的損害、避難・帰宅費用、一時立入費用、検査費用、生命・身体的損害、就労不能損害、土地・建物・家財などの財物（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等を除く）、立木、住居確保損害（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等を除く）、住宅等の補修・清掃費用（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等が対象）等
- (イ) 避難等指示区域内の法人及び個人事業主
営業損害、検査費用、土地・建物、立木、棚卸資産、償却資産、住宅等の補修・清掃費用（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等の個人事業主が対象）等
- (ウ) 避難等指示区域外の個人
就労不能損害、立木、自主的除染費用（避難指示区域外のみが対象）
- (エ) 避難等指示区域外の法人及び個人事業主
風評被害、立木、自主的除染費用（避難指示区域外のみが対象）

- (オ) 自主的避難等対象区域（県北、県中、相双、いわき地域の23市町村）の住民及び県南地域（9市町村）の住民
精神的損害等

エ 東京電力による本県分の賠償金支払い進捗状況（令和6年3月31日現在）

支払済額 約6兆4千億円

区分	支払済額
個人	約4兆円
事業者	約2兆4千億円

(2) 課題

- 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償について、転居・死亡等により東京電力が紙請求書を送付できず未請求となっている対象者が一定数存在することから、市町村等と協力した上での所在等の把握や広報活動等を通し、請求支援に取り組む必要がある。
- ALPS 処理水の取扱いについて、国及び東京電力において、万全な対策を講じてもなお風評被害が発生する場合には、一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償がなされる必要がある。
- 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償以外では、中間指針等に基づき損害項目ごとの賠償の枠組みが一つ一つ構築され、一律の賠償請求手続は一定程度進捗しているが、被害者が生活や事業の再建を果たすことができるよう、個別の事情についても柔軟に対応し、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされる必要がある。

(3) 県の取組

- 関係団体、市町村と共に、福島県原子力損害対策協議会として、国及び東京電力に対し、被害の実態に見合った確実、迅速、十分な賠償を求めていくとともに、時効完成後も損害がある限り最後まで賠償がなされるよう、必要な対応を要請していく。
- 被害者による円滑な賠償請求を支援するため、弁護士による法律相談、不動産鑑定士による個別相談等の事業を実施する。